

卓 話

平成 22 年 10 月 26 日

『木材の利用促進に関する法律について』

岐阜中ロータリークラブ 村山好胤会員

本日は新聞などに報道されました。本年 5 月 19 日に成立し、5 月 26 日に公布されました公共建築物等における木材の利用促進に関する法律について少しお時間を頂戴して、地域において、また、経済界において多大な影響を与えることができる会員の皆様に知ってもらいたくお話をさせていただきます。



この法律は皆様をご存知のように木材を利用することが地球温暖化の防止、循環型社会の形成、森林の有する国土の保全、水源のかん養、その他地域社会への貢献があります。また山へ足を踏み入れるとお分かりですが、木材の価格が非常に安いために、森林所有者のうち、特に都市部に住まいを移された方は、山を振り返らなくなり、荒れた状況で、しかも、自分の山の境界すらわからなくなっているのが、現在の日本の山の現状です。この森林が荒廃している現状を考え、何とかこの断熱性、調質性にすぐれ紫外線を吸収する効果、また衝撃を緩和する効果が高い性質、長時間にわたって炭素を貯蔵できる資材、さらに木材は再生可能な資源であり、エネルギー源として燃やしても大気中の二酸化炭素濃度に影響を与えない「カーボンニュートラル」特性を有する資材を積極的に利用することを明言した法律です。

現在、木材の自給率は 27 パーセントですが、これを 2020 年には 50 パーセント以上を目指すべく、国、地方自治体はもとより、山村と都市が一体となって森林の荒廃を食い止め健全で、子々孫々まで持続ができる森林を育成することが重要です。このため国、地方自治体に対して木材の利用を促進すべき公共建築物は学校、社会福祉施設（老人ホーム、保育所）病院・診療所、運動施設（体育館、屋内プール）、社会教育施設（図書館・公民館）、国または地方公共団体の公営住宅などの建築物、宿舍などまた木造化が困難と判断されるものなどは内装の木質化を促進する。私も少しでも環境にやさしい木材を利用させていただくべく今月 8 日に岐阜市・山県市・各務原市と訪問させていただきましたが、各市とも木材の利用の促進に関する方針は定めておられないそうです。山県市・各務原市は公共建築物に県産材の積極的利用をしておられます。